

春季蔵書点検期間中（3月末から4月上旬閉館時）の図書館の利用について

1. 原則として利用は認めない。
2. 学位論文のための研究指導委員会設置申請をした博士前期課程・博士後期課程の学生については、以下の要件をすべて満たす場合、資料の閲覧・コピーに限り利用を認めることがある。
 - 1) 4月1日以降であること
 - 2) 指導教員が必要と認めること
 - 3) 資料があらかじめ特定されていること（3点以内）
 - 4) 利用時間は30分以内であること
3. 別紙様式の資料閲覧特別許可願を図書館に提出し、図書館長の許可を得なければならない。
4. 注意事項
 - 1) 届け出た資料以外は閲覧・コピーはできない。
 - 2) 利用した資料は必ず元の場所に戻す。
 - 3) 利用にあたっては図書館員の指示に従う。